

就職活動中の学生および求職者に対するハラスメント防止指針

株式会社マルゼンは、学生および求職者（以下「求職者等」という）が安心して採用選考に参加できる環境を確保するため、就職活動中のハラスメント（以下「就活ハラスメント」という）を防止し、公正かつ適正な採用活動を実施します。

基本方針

当社は、求職者等の人格と尊厳を尊重し、採用活動において役員および従業員が優越的な地位を利用し、求職者等に不利益や不快感を与える行為を一切許容いたしません。採用活動にかかわるすべての役員および従業員は、法令および本指針を遵守し、誠実な対応に努めます。

就活ハラスメントの定義

採用活動において役員および従業員が行う、次のような行為を就活ハラスメントと定義いたします。

- ・ 性的な質問や発言（恋人の有無、結婚・出産予定など）
- ・ 容姿や身体、服装に関する不適切な発言
- ・ 私的な交際や性的関係を求める言動
- ・ 面接後の私的な食事・飲酒等への誘い
- ・ 個人的な連絡先やSNSの交換を強要する行為
- ・ 採否への影響を示唆して不適切な要求を行う行為
- ・ その他、求職者等が不快、不安または威圧的と感じる言動

行動指針

役員および従業員が求職者等と接触する際のルールを以下の通りとします。

- ・ 面談時間は、原則就業時間内とします。
- ・ 面談場所は、「会社施設」「学校施設」「WEB会議システム」とします。
- ・ 求職者等との連絡は、原則、人事・総務グループ担当が行うものとします。必要により、役員および従業員が連絡をする場合は、会社の電話（固定・携帯）およびメールアドレスなど、会社が管理する手段を利用いたします。

対応指針

- ・ 本指針に違反する行為が確認された場合は、就業規則に基づき厳正に対処いたします。
- ・ 求職者等からの相談を受け付けるための相談窓口を設置いたします。相談をしたことを理由に不利益な取り扱いをすることは一切ございません。
- ・ 相談があった場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認を行います。事実が確認された場合は、被害者および相談者等に対する配慮やプライバシー保護のため、社内関連部署および外部法律顧問が連携して情報を適切に取り扱い、二次被害の発生を防止するとともに事態の適切な対応を図ります。
- ・ 再発防止のため、事案内容と経緯・対応内容を正確に記録するとともに、被害者のプライバシーを遵守した上で、社内開示して再発防止の内部教育を実施いたします。

相談窓口

株式会社マルゼン 人事総務部長、人事課長（労務担当）および総務課長

電話：03-5603-7111

e-mail：soumu@maruzen-kitchen.co.jp

2026年10月1日

株式会社マルゼン